平成２７年（フ）第８９号
福岡県久留米市田主丸町志塚島944番地５
ストロベリーハイツ郷原104号、前住所福岡県うきは市浮羽町山北783番地71
債務者　岩橋　泰之
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高峰　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３５号
三重県伊賀市上野車坂町655番地の134、前住所奈良市月ヶ瀬尾山2312番地の１
債務者　下阪　善彦
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１３６号
愛媛県松山市千舟町１丁目４番地５　眞和ビル603号
債務者　髙井　久志
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３４号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番２―907号、従前の住所神戸市垂水区青山台７丁目１番１―705号
債務者　樋原　新也
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６７号
神戸市須磨区青葉町２丁目２番３―303号
債務者　中野　友子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八隅美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２８号
秋田県横手市雄物川町今宿字下谷地121番地１
債務者　柴田　恭子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１５５号
函館市桔梗町557番地　センテナリアン522
債務者　岩本　　茂
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１９９６号
大阪市西成区千本中１丁目11番２―107号
債務者　清松　玲子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２３号
大阪市淀川区十三東４丁目５番10―503号
債務者　伊東　忠祐
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１４０号
大阪府東大阪市横小路町３丁目10番21号
債務者　西田　惠子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６２号
大阪府摂津市学園町２丁目６番11―306号
シャンブル学園町、前住所大阪府吹田市山田西１丁目８番３―304号
債務者　江種　広美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２０４号
大阪市城東区森之宮２丁目６番922号
債務者　大澤　　真
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５７号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番３―109号
債務者　池田　清子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６７号
大阪市平野区喜連東５丁目１番８―504号
債務者　金村　佐和
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６９号
大阪市天王寺区生玉町10番23―1108号
債務者　河野　妙美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２７２号
大阪市港区三先１丁目14番29―201号
債務者　東　　健一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部